

近代における戦争と平和

義務兵役制度の史的研究手控え (1)フランス革命期を中心に

武田昌之

はじめに

ここで行なおうとしていることは、きわめてささやかなことである。すなわち、近代において義務兵役制度が、どのような理念と現実の中で形成され展開し、それが国民によってどのように受容されたか、ということを中心とした、国家－国民－戦争－平和の問題に関する、ごくごく簡単なスケッチを今後描くに当たって、一般に軍事史上大きな転換点とされているフランス革命期～ナポレオン期の意味を、いくつかの先行研究に基づいて、大ざっぱにまとめて、今後の研究の序とすることである⁽¹⁾。

何故、義務兵役制度とそれに対する反応を核として、近代国民国家における戦争と平和の問題を扱うのか？

(1)国家が国民を戦争に巻き込むあり方としては、直接的な戦闘における被害のほかに、思想・経済・日常生活等における統制など様々な形がある。こうした中で、義務兵役制度は最も露骨に目に見える形で国民を戦争に巻き込むものといえよう。それ故、この問題は、近代国民国家における戦争と平和の問題を考える時には、避けて通ることはできない。

(2)また一方、義務兵役制度は、戦時・平時にかかわらず、国家が国民を統御する手段の一つであった。したがって、この制度を通して、国家と＜私＞の問題、国家と国民の自由の問題を考えることが可能であろう。

次に、本稿の内容を簡単に説明する。

フランス革命が政治・社会革命であると同時に、軍事革命であったことは、しばしば指摘されるところである。それは、次のようにまとめることができようか。義務兵役制度の本格的な導入によって、軍隊は、それまで持っていたコスモポリタン的な性格を大幅に弱め、目的意識を持った国民に担われることになる。また、戦争も国民全体が参加する形へ移行するとともに仮借ない徹底的なやりかたでなされるようになる。それは、いわば国家の国家による国家のための戦争、もしくは、国家によってそう偽装され、また、国民が望んだ面がなかったとはいえないことを考えるならば、国民の国民による国民のための戦争の時代への幕を開けたということができるかもしれない⁽²⁾。

本稿では、こうしたフランス革命の軍事革命としての程度と意味を、義務兵役制度の問題を中心に確認し、これ以降の時代を扱っていく上での出発点とすることを主要課題とする。しかし、その前史として、16～18世紀の軍隊・戦争をめぐる問題をとりあげることからまず始めよう。

1. 前史 — 16～18世紀の軍隊・戦争

16～18世紀は、大ざっぱにいうならば、戦闘に対して報酬が支払われる、いわば個別的・短期契約の傭兵軍隊を常備軍化し、絶対王政の支柱にしようとした時期ということができるであろう。この時期の軍事力の主力は、このような常備傭兵軍であった。しかし、一方で、国民を制度的に強制的に徴募する初期の義務兵役制度の導入もはかられていた。

その早い例としては、15世紀のフランスにすでに免税弓兵の試みがあり⁽¹⁾、また、スペインの15世紀末のヴァツリヤドリドの勅令は、20～45才の男子12人に1人の割合で軍役の義務を課していた⁽²⁾。

16世紀にはいると、フィレンツェでマキアヴェリが原案を作成した徴兵法が成立し、民兵制が導入されている⁽³⁾。その意図は、いわば戦争を商売と考えているために、忠誠度と実効性が低い傭兵にかえて国民を徴募し、国を守る意識を持った精強な軍隊をつくることにあったといえよう。しかし、実際に兵役の対象となつたのは当のフィレンツェの市民ではなく、その周辺農村の18～30才の男子であった。彼らのうち実際に兵役を課せられた者たちは、日曜・祝祭日に行軍と武器の操法の訓練を施されたが、大部隊としての訓練は年に2回、2日間だけであった。

この民兵の働きはいかなるものだっただろうか。それは、1509年のビサの攻囲戦において一定の役割を演じ、立案者の期待に沿うかのように見えたが、3年後のプラートの戦いでは、惨敗を喫し、精強な民兵軍隊の設置という夢はあえなく消えた。

ある意味で、フィレンツェの民兵制はこれに続く義務兵役制度による軍隊の抱えた諸問題や性格を先取りしていたといえるかもしれない。

すなわち、一つには、兵役義務の対象が限定的であること。

第二に、被支配層に武器を与えることについて支配層にためらいがあること。フィレンツェの場合この制度の導入をめぐって対立があったことが知られているが、それに加えて、訓練等への対応不足にも、支配層の躊躇が現われているように思われる。こうしたことは、支配層と兵役を課せられる層との間の目的・利害関心が大きく隔たっている時には、しばしば見られる状況であろう⁽⁴⁾。

三番目の問題は、第二の問題とも関わるが、単に国民から兵士を募るという形式が精強な軍隊と仮借ない戦闘をうむのではなく、そこには、なんらかのイデオロギー的支柱が必要であること、言い換えるならば明確な目的意識と自発性こそが本物の戦争を志向するようであることを、この民兵制の失敗は示しているように見えること。

しかし、第四に、こうした志向性を現実化するには、技術的裏付けが必要であるように見えること。

これらの相互に関連した問題をフィレンツェの民兵制度は暗示しているように思われるが、この問題については全体の中でおおい検討していきたい。

次に、フランスおよびプロイセンの義務兵役制度についてふれる。しかし、これらに関しては、すでに邦語でも佐々木真氏、阪口修平氏の優れた研究があり⁽⁵⁾、ここではそれらにも依拠しつつ、ごく簡単に扱うにとどめる。

まず、フランスの国王民兵制。これは1688年ルヴォアの改革によって正規軍のもつ様々な欠点を補うものとして成立した。兵役の対象となつたのは、20~40才の未婚の男子であり任期は2年。教区ごとに選抜され日曜・祭日に訓練が施された。後に、クジの導入などの小さな変更が行なわれた。この軍隊はスペイン継承戦争において正規軍に組み込まれるにいたつた。しかし、この制度に対する反発は強く、1715年には一旦廃止された。それが再び設置されるのは1726年。これ以降民兵制の本質はフランス革命期まで継続するが、1726年以前と以降の大きな違いは、前者が臨時的な性格が強いのに対して、後者は常設化されたものであり、また、制度的・行政的により中央集権的なものになつた点である。

すでに指摘されているように、この制度は広く免除規定をもつており、また、日常的な場から切断されるために非常に不人気な制度であつて、様々な方法による兵役忌避が行なわれていた。前者、すなわち合法的な兵役忌避としては、佐々木氏の分類によるならば、(1)身体的理由による免除；年齢・身長・身体的欠陥・既婚と、(2)社会的理由による免除；一定の職業・一定額の納税業者があり、結果として、召集対象者は主として農村農民であったという。

兵役忌避としては、(1)逃亡（クジ引きの前後、入隊の前後）、(2)移住、(3)特權保有者の使用人となる、(4)代人、などがあつた⁽⁶⁾。

勿論、以上の二つのあり方は全く別個のものではない。例えば、クジ引きの日が近づくと結婚したり、自ら体を傷つけて、自分が免除規定に該当するようにするなど、手段としてはかなりきわどいものであつても、結果的には合法的であるというようなことも行なわれていたからである⁽⁷⁾。

さて、一方プロイセンではどうだったか。プロイセンでは兵力増強策に見合つた兵員を志願によって埋めることはできず、領邦の内外において誘拐のような強引な方法を含む強制徴募でそれを補おうとした。しかし、そうした方法は様々な抵抗と軋轢を生ぜしめ一例えれば収穫期にも拘らず強制徴募されるとその経済的打撃は非常に大きい——なんらかの改革が必要となつた。そうした中で、農村の利害と軍事的利害の調和をはかりつつ、それまで慣行化していたことを制度化したのがカントン制度である。それは次の三本の柱からなりたつている。

(1)徴兵区制度；全国を徴兵区に分け、連隊は自らに割り当てられた徴兵区から兵士を補充する。
(2)登録制度；未成年者を連隊名簿に登録して、これを予備軍として軍隊に欠員が生じた場合、そこから成年に達した者を補充する。
(3)休暇制度；兵士は2年間の軍事訓練を経た後は、1年のうち3カ月間（後に2カ月間）教練を受けるが、残りの期間は農村に帰り農業に従事する。

この制度は、国家が中間権力を通さずに直接民衆を把握する装置となるとともに⁽⁸⁾、19世紀の徴兵制度の先駆となつたとも言われている⁽⁹⁾。

しかし、ここでもフランスの国王民兵制度と同様に多くの免除規定があった。身体的適格性の問題以外に — それが実際に認められたかどうかは別としても — 列挙すれば次のような人々が兵役を免除された。貴族・聖職者・官吏・神学生・長子・産業の発展に重要な職種に就いている都市市民層・1万ターレル以上の財産をもつ都市市民層の子弟・特定の宗派の宗徒等々⁽¹⁰⁾。また、地域的な限定もあった。すなわち、プロイセン西部などでは軍役を免除する代わりに代替税が取られたり、シュレージエンや新しく占領された地域でもカントン義務が免除または制限されたのである⁽¹¹⁾。また、七年戦争後の経済発展第一主義の中でカントン制度自体が縮小の方向に向かったということもつけ加えておくべきかもしれない⁽¹²⁾。

それでは、フランスでは広範に見られた兵役忌避についてはどうか。カントン制度以前については自傷行為、贈賄 — これは軍役には不適格な者の間でも見られたという — などによって、リクルートを免れるか、リクルートされた後で脱走するという手段が用いられていたことが知られている⁽¹³⁾。しかし、カントン制度の成立後については、いくつかの研究書においては、脱走のみが指摘されており、またその数も減少しているという⁽¹⁴⁾。その原因はフランスの場合との対照で想像し得、また、阪口氏が指摘するように、農村の社会関係が軍隊に横滑りしたことのプラス面と考えられるし、また、同じく氏が指摘するように休暇制度の影響が大きいと思われる⁽¹⁵⁾。

ただ、リクルートのプロセスがリクルートする側にとって金銭強要の機会であったのと同様に⁽¹⁶⁾、カントン義務を負っていた者の中にも、贈賄によって義務を逃れようとした者がいなかつたのかどうかという想像は禁じえない。また、リクルートを確保するために国王によってたびたび農民保護令が出され、また、逃散=脱走という発想がとられていたところから推測すると⁽¹⁷⁾、兵役を逃れるために移住するという方法がとられていたことも考えられよう。

話が少しズレるが、贈収賄と関係があるのでつけ加えるならば、カントン制度の下でも、こうした、私的な行為、中隊を家産とみなすような姿勢は続いており（中隊経営）、中隊の指揮官や募兵将校はリクルート時および中隊を管理経営していく際（結婚・帰休等の認可）に節約・収賄（金銭・労働）によって蓄財に努めたのである⁽¹⁸⁾。

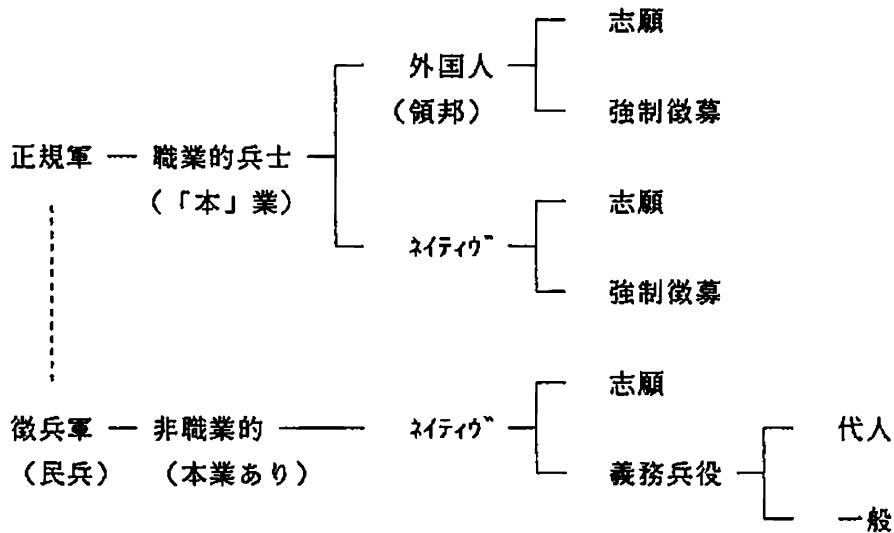
以上の例からこの時期の義務兵役制度の特色を抽出してみるならば、それは、その対象の点においても、戦力的な面においても限定的なものだったということがいえよう。また、それは、兵役を課せられる者にとっても、貴族層にとっても不人気な制度であった。それ故、様々な形での抵抗が生じていた。

さて、この章の最後に、義務兵役制度の軍隊を含めて、この時期の軍隊および戦争の一般的特色を述べてみたい。すでに触れたように、この時期の軍隊の主力は常備傭兵軍であ

り、それを全く扱わないのは不十分であろうから。

まず、軍隊の構成。これについては次のようにまとめられようか⁽¹⁹⁾。

図 1



次に、リクルートのあり方について。フランスの国王民兵制等を除いて、リクルートの責任を負ったのは、国家からリクルート業務を請け負った連隊長・中隊長・下士官、それとならんで、もしくは、おそらくその下請け的役割を担った、徴募を生業とする人々 — 多くは、元下士官 — であり、彼らは元兵士や司法官、警察、下士官の妻や娘の助けをかりて募兵を行なった。彼らは、例えば、威儀をただし居酒屋の内外に机をしつらえ、太鼓をたたいて人々を集め、その巧妙な語りやパンフレットによって軍隊の生活の素晴らしさを讃え、あるいは金の魅力で誘惑する。しかし、こうした方法と並んで、特に時代をさかのぼればさかのぼるほど、地方の名望家出身の将校が、地元に戻って、自分の部隊に入隊するように若者を説得する方法が有効であったという。そして、こうした地縁的・疑似封建的なリクルートは徴募された兵士にとって、最も大きな問題であった新しい環境への適応の困難を緩和したといわれている。しかし、このことは逆にいふと結合関係が将校との個人的なものであり、帰属意識が国王や軍一般になかったということである。それ故、その将校が連隊を離れると兵士とともに離れようとする傾向があった⁽²⁰⁾。

ところで、志願する人々の動機はいかなるものだったのか。彼らにとって入隊は苦しい経済状態からの脱出の機会であったが、それだけではなかった。変化や冒険への願望は入隊を動機づけたし、また、借金の取り立て、不幸な家庭生活、そして妊娠させてしまったガールフレンドの怒れる父親から逃れるなどの、様々な社会的プレッシャーからの脱出の機会をそれは提供した。また、軍隊は自由や尊敬、成り上がりの夢をかなえてくれる場として彼らの目には映ったであろう⁽²¹⁾。また、リクルーターがリクルートを蓄財の機会と

考えていたということはすでに述べたが、一方、リクルートされる側にも、謝礼をもらい入隊登録をして、しばらくすると脱走し、また別のところで入隊契约をし、やがて脱走しという具合に、これまた蓄財の機會にする豪の者もいたという⁽²²⁾。

しかし、職業的な兵士のすべてが志願で確保され得たわけではない。その際取られたのが国内・外での強制徴募という方法である。これは、殆ど野犬狩り・誘拐・ペテンのような手口で行なわれた。この場合、貴族や民衆の抵抗が強かったこと、また、富国策から経済的に有用な層が保護されることによって、主たる対象になったのは、浮浪者・犯罪者・貧民のようなマージナルな層だった⁽²³⁾。徴兵の場合も、割当のケースでは、徴兵区内のこれらの層が提供されがちだったという⁽²⁴⁾。サン・ジェルマン伯は、徴兵の対象は、民衆の中でも下層の無用者に限ると考えていたというし⁽²⁵⁾、フリードリヒ大王も次のように言った。「有用な勤勉な人々は掌中の玉として守られるべきである。そして、戦時のリクルートは、非常な困難が強いいる時のみ自国からなされるべきである」⁽²⁶⁾このことは、兵士の評価を著しく低くした。ナンシー・ブザンソン・メップ等の警察命令は、兵士がある種の公共の場に立ち入ることを禁止しており、そこには、「娼婦・犬・兵士・貧者」と書かれてあった⁽²⁷⁾。そして、このことは非マージナルな階層が軍隊に入ることを阻害するという悪循環を生んだ⁽²⁸⁾。

個人的な動機で入隊した者、日常世界と切り放された異環境に無理やり入れられた義務兵役兵や強制徴募によるマージナルな層から戦闘装置をつくり維持するためには、厳格な規律が不可欠であると考えられ、兵士が人間的な扱いをされないこともしばしば起こった。そして、異環境への不適応、非人間的扱いは脱走を頻発させた。コルビジェによるとフランスの兵士の10%は他の連隊を脱走してきた者というし⁽²⁹⁾、ゲーチによるならばスペイン継承戦争期には4分の1の兵士が離隊許可無しに隊を離れたという⁽³⁰⁾。また、七年戦争の間にフリードリヒ大王の軍隊は8万人を、ハプスブルクの軍隊は6万人弱を脱走によって失ったという⁽³¹⁾。脱走の機会としては、リクルートされた者たちが集合した地点から連隊に移動する途中や、森林での野営・行軍時などがあり、脱走の頻発は作戦行動にも影響を与え、森林での戦闘・野営、散兵戦や遊撃隊・狙撃兵の活用などが制限されたのであった。脱走に対しては、予防措置のほか逮捕者への賞金、帮助者への罰金、脱走した者への恩赦、その逆の死刑を含む厳罰などの対策がとられたが、脱走はこの時期の軍隊の抱えた最大の問題であり続けた⁽³²⁾。

また、徴募された階層を見るならば、この時期の兵士たちに軍に対する帰属意識 — そもそも国家に対する帰属意識も全くないかきわめて希薄であっただろうが — や、なんのために戦うのかという問題意識が欠けていたことは十分想像できる。そしてまた、外国人傭兵が大きな部分を占めていた — プロイセンの場合、フリードリヒ・ヴィルヘルム1世の時代に、ネイティヴ：外邦 = 2 : 1 であったのが、七年戦争後のフリードリヒ大王の経済優先・カントン制度縮小政策の中で、外国人傭兵が拡大され、1780年代には、1 : 1 と

なっている。ちなみに、1804年の時点で非傭兵：傭兵 = 1 : 1 である — ことを考へるならば、そのことはさらに明らかであろう⁽³³⁾。

以上のように、軍隊は — カントン制度の評価に就いては保留するとしても — 社会と密接な関係にあったとは言いがたい。それでは、その軍隊の行なった戦争の特色はどのようにまとめられようか。カイヨワにならうならば、それは、特定階層のために行なわれる戦争であり、戦闘に直接携わる者自体は必ずしもその利害関係を共有していなかった。それ故、この時代以前の傭兵の戦争を見られたような、戦闘における殺しあい回避の傾向は根強かった。また、脱走による作戦の制限に代表されるように、きわめて限定的な戦争が行なわれていたといえようか⁽³⁴⁾。

2. 変化の兆しおよびカイヨワによるフランス革命の位置づけ

前章で示したように、16~18世紀の軍隊は、為政者にとっては実効性・忠誠性の点においてきわめて問題の多いものであった。また、一般民衆から切り離された軍隊は、対内的支配・抑圧装置としての性格を強くもっていたということができよう。それゆえ、この時期においてすでに、状況を改善するこころみがかたられ、また、小手先のものであれ、改革がおこなわれはじめていたのである。

その一つは、兵士をとりまく諸条件を改善し、自らの地位に誇りをもたせ、また、世間の評価を高くさせることで、目的意識と忠誠度を向上させることであった。事実、18世紀をおおして待遇改善や軍事規律の緩和、将校—兵士関係の変化が進んでいたといわれている⁽¹⁾。

しかし、より根本的なかんがえかたは、自国の熱狂した国民から兵を集めることである。すでに、ド・サクスは1750年代に20~30才の全男子に特例を認めず5年間の兵役義務を課すことを提案していた。また、ドイツでは、J. モーザーが1775年に一種の国民民兵制を構想している。さらに、1780年にスイスで出版された『市民兵』の中でド・ジェルビーも民兵制を提起し、それが教育的な効果をもち、国民的統合をたすけることを強調したという⁽²⁾。

こうした一連の思想家の中で、とりわけラディカルな見解をしめしたのがイボリット・ド・ギベールであるといわれている。カイヨワにもとづいて彼の議論をまとめてみると、あるいは、つぎのようになろうか⁽³⁾。

王侯は市民が実力で政権を奪うのを恐れて、かれらに武装させようとはしなかった。それゆえ軍隊はマージナルなひとびとの集合体であり、気のない戦争が行なわれた。いいかえるならば、現状では民衆の利益と政府の利益が一致せず、市民イコール兵士ではないために、忠誠度の低い軍隊が目的意識の欠如した実効性の低い戦争を行なっているということ。それでは、忠誠度の高い、目的意識のはっきりした、不敗の軍隊をつくるにはどうし

たらいいのか。ギベールは根本的な解決は、現在のあり方をそもそもつくりだしている前提である社会を変革しなければ不可能であるとかんがえた。すなわち政府の利益と社会の利益の一致した社会＝民主主義社会をつくりだすことこそ必要なのであると。彼はいう。

「全兵士が市民であり、全市民が兵士である場合、つまり、普通選挙制度と義務兵役制度の確立によって状況は変化する」「自らのために武器をもって立ち上がった民族」の「戦争は、怒りを持って行なわれるようになる」と。

カイヨワはギベールについて、かく評する。「民衆あるいは国民が戦争に参加するとき、はじめて戦争は本物の戦争となる。こう彼は予見し、事実そうであったことを指摘した。

〔中略〕戦争と民主主義のあいだには一種のなれあいが、あるいは自然な共犯関係があつて、それがいろいろな現象を生むということを、彼は知っていたのだといってよい。なぜなら、国家が本当に軍事国家となるのは、共和制のなかにおいてのことだからである」

カイヨワはギベールの予言の実現をフランス革命にみる。

まず、民主主義と義務兵役制度の関係について。かれはいう。「法の前での平等は兵役義務の平等でもあった。徴兵制という考え方も国土防衛の必要にせまられて生じたものではなく共和国を強化するという意志から生まれてきたものであった。そのころ、軍隊は民主主義の学校とされていた」さらに、「徴兵制はただ一つのことを意味していた。すなわち市民たる者は、国民が政府に参加しているのと同様に、以後国防にも参加するようになるのだということである。〔中略〕民主主義は、戦争そのもののため、また、戦争の準備のために、国民の一人ひとりにたいして金と労働と血を要求する」かれは、また、デュボア・クランセを引用する。「市民はすべて兵士でなければならぬ。そして、兵士はすべて市民でなければならぬ」それは、いいかえるならば「共和国は、市民の権利と兵士の義務のあいだに区別をおかなかった」ということ。

それでは、このようななかで戦争はいかなる変貌をとげるのでしょうか？かれは、民主主義の到来が潜在的には全体戦争をもたらしたとしてきする。すなわち、戦争は国家にとっての一つの全体的活動となり、国民全体、国の資源全体、国のエネルギー全体を、いつでも戦争のために動員できるようになったのだ、と。そして、それはまた戦争の性格をかえ、今や戦争は大軍同士の、血なまぐさい、仮借ない、敵を完全に壊滅させるまでの戦いとなつたのだ。このようにカイヨワはいう⁽⁴⁾。

もちろん、こうしたみかたをするのはカイヨワだけではない。しばしば引用されことだが古くは、クラウゼヴィッツは『戦争論』の中でつきのようにいっている。「彼等〔オーストリアとプロイセン〕の知らぬ間に、戦争は再び国民の本分となっていた、しかも各自が国民の一員であるという自覚をもつ三千万の国民の事業となっていたのである。〔中略〕戦争のために講じられる諸般の手段はもはや明確な限界をもたない。そのような限界は、政府および国民のすさまじい遂行力と烈しい狂熱とのうちに消滅したのである」かかる体制をうみだした原因はどこにあるのか。「フランス革命が諸外国に及ぼした甚大な影

響の出どころが、フランスの戦争指導における新しい手段や見解にあるというよりは、むしろ、一変した政治および行政、政府の性格、国民の状態等にあることは明白である。

〔中略〕そして、この政治がこれまでとは別個の軍隊を召集し、これによって曾つては考えられなかつたほど強力な戦争指導を可能ならしめたのである。要するに戦争術が実際に変化したのは、変化した政治の必然的結果である」⁽⁵⁾

同じような例をあげればきりがないが、もう2、3とりあげてみよう。F. ギルバートもつきのように指摘する。「自らを治める人によってのみ、はじめて、自らのために戦うという意識が生まれてくる。実際、民主主義（democracy）と徴兵制（conscription）に基づく歩兵中心の軍隊のアイデアとの間には切っても切れぬ密接な関係が存在していたのである」⁽⁶⁾また、猪口邦子氏は最近非常に高い評価をうけた『戦争と平和』で、「近代国家における市民的権利と従軍義務は一対のものとして制度化され、たとえば、フランス革命は普通選挙制と義務兵役制を同時にうちたてたのだった」とのべている⁽⁷⁾。

以上から、カイヨワの図式が一般的には支持されていることがわかる。

ところで、カイヨワはフランス革命期の意味を長期的な歴史の流れの中ではどのようにとらえているだろうか。彼は、フランス革命で成立した潮流をもうあともどりのできないものとしつつ、民主主義の到来が潜在的には全体戦争の到来をもたらしたといいながら、つぎのように述べる。「1789年に至って〔中略〕武装した国民というものがそこに誕生した。しかしながら、その後一世紀半にわたり、すくなくとも平和時においては、軍隊はまだ国民の中に解けこんでいたわけではなかった」⁽⁸⁾

さて、つぎの章ではカイヨワらの議論をふまえつつ、フランス革命の国家－国民－戦争－平和における意味を、以下のことを念頭において考えていく。そして、それはカイヨワの見解をわずかではあっても修正することになるかもしれない。

- (1)義務兵役制度は、カイヨワが指摘し、また、論理上非常に整合的に見える、民主主義とどのような関わりがあるか。（国政参加の平等と国防参加の平等の原則の関係）
- (2)自由・平等・博愛の理念と義務兵役制度の連関
- (3)兵役は国民に易々として受け入れられたのか。（兵役逃れの実態）
- (4)社会の軍事化の程度（全体戦争・総力戦）
- (5)フランス革命の位置（特殊な時代？ 不可逆的流れの幕開け？）

3. フランス革命と義務兵役制度

（1）1789～92年

フランス革命の勃発は軍隊の内包していた諸々の問題を顕在化させた。正規軍は王権の十全なコントロールの下になく、例えば民衆デモの側に立ち、国王に忠実なドイツ人傭兵と小競り合いをする部隊もあったという。また一方、将校団も、その中核をなしていた貴

族が革命の進展とともに大量に亡命するに至って、十分な機能を果たさなくなっていた⁽¹⁾。しかし、それは軍が革命の側に立っていたことを意味してはいない。むしろ、軍はそれ自身の内部では混乱状態、内政的には信頼できないという状況だったといえようか。

それでは、こうした状況にあって、ギベールが予言したような、そして、革命の目指していた平等の方向性からは論理的に極めて整合的な、義務兵役制度が主張されたのだろうか。この点については、木之内秀彦氏の論文に詳しいが⁽²⁾、非常に荒っぽくまとめるならば、議会の議論における建前論では確かにそうであったが、現実問題としては、革命初期において一般兵役義務に基づく軍隊の創設は殆ど一致して拒否されたのである。

例えば、1789年12月16日の布告においては、一般兵役義務の理念は、個人の自由と尊厳と一致しないとの理由から斥けられているし、また、国王民兵制についても91年3月20日の命令によって廃止されている。そして、それにかわってうちだされたのは、長期勤務の志願の職業軍人による小さな軍隊の設置とコントロールの強化であり、実際には、それまでの常備傭兵軍が保持されたのである⁽³⁾。

勿論、革命における軍事に関する議論がなんら新しいものを生み出さなかったわけではない。「従軍は市民によって愛国心から自発的になされた時にのみ尊敬に値し、また、安全である」という理念に対応するのは自発的団体である国民衛兵（それへの入隊は能動的市民権をもっている市民の権利であって義務ではなかった）である⁽⁴⁾。

しかし、繰り返しになるが、この時期において、一般的に平等の原則に対応した軍事制度を引き受ける意志が希薄だったこと、一般兵役義務には拒否的だったこと、むしろ自発性＝自由意志の方が前面に出ていること、これらは確認されなければならない。その原因としては、例えば、義務兵役制度がきわめて不人気な国王民兵制を想起させることをあげられようし⁽⁵⁾、また、ブルジョワにしてみれば下層民衆に革命に対する発言権を与えたくないという思惑もあったであろう。さらに、ブルジョワの伝統的な身分的利害・イデオロギー的・経済的理由も影響を与えたであろう⁽⁶⁾。

こうした状況の中でフランスは、特にヴァレンヌ逃亡事件以降、革命に敵対的な内外の諸勢力に対抗しなければならなくなる。しかし、正規軍はすでに述べたような問題を抱えており、実効性・忠誠性の両面において信頼のおけないものであった。そこでこれを補うべくとられたのが、91年8月4日の布告による国民衛兵からの志願兵の編成、いわゆる、91年の志願兵大隊である。ここには、個々の兵士の自発性と目的意識、言い換えるならば熱狂的な愛国主義があったのだしばしば評される⁽⁷⁾。

しかし、92年4月のオーストリアへの宣戦布告後、この編成だけでは不十分なことが明らかになった。そのため、同様に92年の志願兵の編成が試みられることとなった。これらの軍が、ゲーテが「この場所、そして、この日から世界史の新しい時代が始まる」と言った92年9月20日のヴァルミーの戦いを戦ったのである。

とはいって、ヴァルミーの戦いに対して、「革命は、それが生みだしたのではない将軍に

救われた」という評価が成り立つのと同様に⁽⁸⁾、志願兵のすべてが熱狂的な愛国主義を持って戦闘に参加したわけではなかった。91年の志願兵の中にも、帰る場を確保しつつの数ヶ月の日常からの逃避を、お気楽に能天氣なヒロイズムで飾りたてて入隊する革命家気取りの俗物がいたであろう。また、92年志願兵の方は、募兵時期が農繁期にあたり、また、戦争の現実がそろそろ伝わり始めたことなどもあって、兵員の集まり具合ははかばかしくはなかっただし、対象が能動市民から下層市民にまで拡大し、募兵において半強制的な方法がとられたりもしたので（割当をマージナルな人々で満たすケースもあったという）、忌避や暴動が発生した⁽⁹⁾。それ故、入隊後も士気はさほど高いものではなく、脱走がしばしば見られた。ゲーチによるならば、92年の10～12月には1000人単位での脱走が見られたという⁽¹⁰⁾。

（2）1793年

「革命の輸出」の姿勢の中で、対外的な緊張はさらに高まっていった。92年末から93年にかけては、英國を中心に対仏大同盟が結成され、フランスは新たな軍事力向上プランを必要とした。その一つが、いわゆる「アマルガム」（未熟な国民衛兵－志願兵と、内政的には、今一つ信頼性に欠ける正規軍という二要素の混合）であり、もう一つは93年2月24日に発せられた30万人募兵令である。

その対象は18～40才の未婚男子および子供のいない独身男子であり、市町村に割当数が当てられ、3日間志願を募った後で、割当数までを補充する方法がとられた。フィクションとはいえ、いわば志願と強制を組み合わせた制度といえる。この法令の今一つ注意すべき点は代人制度が認められていることであり、この場合、代理人に依頼者が装備等を与えることが定められていた⁽¹¹⁾。

しかし、30万人募兵では目標の約半数だけを調達し得ただけで、春から夏にかけての戦況の悪化の中で更なる手段が必要になってきた。そして、それに応えるべくとられたのが93年8月23日の国民総動員である。ここでは老若男女を問わず、あらゆる国民になんらかの形での軍事的奉仕が義務付けられており、戦線には、まず18～25才の独身男子が送られるようになった。なお、代人制は認められていない⁽¹²⁾。

この93年の二つの措置の中で、とりわけ国民総動員は、民主国家の政治原則＝国政参加の平等と対になる、軍事原則＝国防参加の平等の表現であったといえようか？確かに93年を中心とする時期は、現実はどうであれ、革命期において最も平等志向の強い時期であり、論理的整合性は高いように見える。また、国民総動員の平等志向は同時代人によって評価されていた。さらに、93年憲法も107・109条において、全フランス人は兵士たるべきことを規定している⁽¹³⁾。

しかし、一方では、カイヨワによって斥けられたにせよ、これらの措置を、革命の原則に由来するのではなく、対外的な危機によって条件付けられたものと見る見方も成立し得るであろう。なによりも、その規定自体、時間的・目的的限定を明示している⁽¹⁴⁾。また、

ヴォールファイルは、国民総動員法によって導入された一般兵役義務は、「そのイデオロギー的基盤にもかかわらず、同時代人によって、革命的立法の不可欠の要素とは考えられず、危機に条件付けられた、緊急措置・臨時的なものと考えられていた」と指摘しており、その証拠として、おそらく一般兵役義務において核となる（と僕自身は考えているのだが）代人制が、その後の戦況によって導入されたり廃止されたりしていること等をあげている⁽²⁰⁾。また、ウォロチも、国民総動員法が臨時的なものでないならば、既婚者を兵役免除することは、今後の兵役逃れの明白な根拠を与えてしまうと述べ、同法を最高価格法同様の緊急措置であると解釈している⁽²¹⁾。さらに、フォレストはこの措置が91・92年の志願兵制度の明らかな失敗の経験に基づいたプラグマティズムの優位によるものという見方を示している⁽¹⁶⁾。

また、仮に、この93年の措置が革命的軍事原則の発現だとしても、それが国民全体に積極的に受け入れられたかどうかということは、また別問題である。30万人募兵が多くの合法的免除と代人制によって、国民の反発の緩和・分散を図ったにもかかわらず（かかわらず、なのか、それ故になのかは、項を改めて検討するが）ヴァンデの反乱のような大規模な反乱を引き起こした。また、そうした露骨な形ではなくとも、兵役を金で逃れようとする人々がいたり、割当をマージナルな層で満たしてしまおうとする試み、私怨で徴兵されるケース、クジ引集会での騒擾などもあった。徴兵を管理する機構の不備もあって地域の反発は大きなものであった⁽¹⁶⁾。また、国民総動員法による軍隊は、一般的には士気・目的意識の高さが評価されてはいるが、一方で、より散発的とはいえ兵役忌避が存在し脱走が頻発したことも確かである⁽¹⁷⁾。

しかし、それにもかかわらず、これらの措置が今までにない新しい側面を持つ軍隊を生み出したここまで否定することはできない。それは今まで不可能だった大量の兵員を供給することに成功し、また、それと関連して速成軍であるが故に伝統的な練れた戦術を用いることができず、新しい戦闘スタイルが用いられたのである。そして、すでに述べたように、この軍隊は旧制度下の軍隊とは比較にならないほどの士気・目的意識の高さを持っていたのである⁽¹⁸⁾。この軍隊が、93～94年の勝利をもたらした。いずれにせよ、「93年8月23日の措置はこの先1世紀半にわたってヨーロッパの軍事制度の中心となる大衆軍隊とその時代の幕を開けるもの」だったのである⁽¹⁹⁾。

（3）徴兵法の成立へ

75万人にまでふくれあがっていた兵員は、94年から97年にかけては40万人程度にまで減少していった。徴兵に対する抵抗への不安と外圧の弱まりの中で新たな大規模の徴兵は実施されないままであった。このことは、すでに召集されて軍隊に留めおかれていた兵士に不満を起させしめ、脱走率は高かったという。見方を変えるならば、国民総動員法による徴兵は世代間的な不平等をもたらしていた、ということがいえる⁽²⁰⁾。

しかし、98年の対外的危機の高まりは、新しい措置を必要とした。同年9月5日、フラン

ンス立法院は国防法、いわゆるジュールダン・デルブルレル法を可決した。これは志願と義務兵役を併存したものだったが、徴兵の対象を20~25才の男子全員とし、これを5年令クラスに分け、実際には最少年令クラスから順次召集されるものとした。この法律の顕著な特徴は、兵役を合法的に逃れる可能性がきわめて限られている点である。すなわち、兵役が免除されるのは、身体的な適格性に欠ける者、および、98年1月12日以前に結婚している者に限られており、代人制は認められていなかった。この国防法は、前述の国民総動員法の制度化・恒久化と評せられ、代人制のない一般兵役義務を常備軍に対して制度的に導入した初めての法律であった⁽²¹⁾。フォレストはこれを革命の原則であるヴォランタリズムの放棄という観点から捉えている⁽²²⁾。

それでは、この、おそらく最も平等志向の強い、いわば論理的にはきわめて民主主義と整合的な（この時期において、普通選挙制度は廃止されており、国政参加の平等→国防参加の平等という図式がもはや当てはまらないのは明らかだが）法律は、その後の軍事制度の祖形となつたであろうか。答えは再び否である。19世紀を通しての義務兵役制度の基本となつたのは、1800年3月8日の国防法であった。ここでは、原則的に20才以上の全男子に兵役義務が課せられたが、志願兵には報奨金が出され、再役兵には高賃金が提供された（この点においては98年法と同様である）。さて、1800年の国防法の特色はまさに98年法と対照的な点、すなわち、広範な免除を含んでいた点にあろう。同法では、身体的な不適格者や既婚者が免除されていただけではなく、戦争に耐え得ない者や現在の労働や研究を続けた方が、兵役に就くよりも国家にとってプラスになる者が代人を買うことで実質的に免除の対象になったのである⁽²³⁾。この限定的な義務兵役制度は、ベストのいうように、nation in arms の理念に対応するものではないことは明らかであり⁽²⁴⁾、むしろ、外貌的には旧制度下の義務兵役制度によく似ている。フォレストは、義務兵役で召集された兵士のプロ戦士化をその背景の一つとして示唆している⁽²⁵⁾。ナポレオンはこの軍隊を主力として大陸制覇に乗り出したのだった。その際、彼は、大衆軍隊に技術を与えた。

さて、次に、既に述べたように義務兵役制度の抱える問題の核となると思われる代人制度について、若干考えてみたい。

（4）代人制度

代人制度という制度自体が旧制度下においても知られていたことはすでに第1章であつた。そもそも、封建社会の軍役代納金も、発想的には類似したものであろう。そして、この制度は19世紀のフランスの義務兵役制度の特色の一つとなる。この時期の代人制については、折々賛否両論が出て（ここでは細かく扱わないが）、幾多の修正を見ることになるが⁽²⁶⁾、とりあえず、1800年の国防法について見てみると、代人を買い得る条件は、戦争に耐えられない者および現在の労働や研究を継続した方が国家にとってプラスになる者、代人となり得る条件は5フィート1インチ以上の身長のある健康なフランス人であることであり、代人の審査等の権限は県の副知事にあった⁽²⁷⁾。

代人の値段はいかほどだったのか。時期や地方によって相場は異なるが、ウォロチによると当初1000フラン程度、1807～8年に3～4000フラン、富裕名望家・専門職などに需要があり、独立農民の中にも、農地を抵当にいれたり、分割払いにするなどして、代人を購入する者もいたという。代人率は、1800年10月の時点で平均16%、11の県で30%以上だったという。また、1806～10年に5～10%、1810年以降この率は上昇し、それとともに代人料も上昇したという⁽²⁸⁾。いずれにせよ、ウォルフアイルが「[かつて] 国民衛兵に入隊する権利をもっていた富裕なブルジョワが、今や、兵役から逃れる特権をもっている」⁽²⁹⁾と評するような逆転現象がここでは見られるのである。

ところで、そもそも代人制は、徴兵をスムーズにする機能を果たしたのか、それともその逆の役割を演じたのか。僕たちの常識からするならば、あるシステムが公正なものになればなるほど、それに対する不満は小さくなるか、少なくとも、不満を正当化する根拠は失われると考えられよう。若干、超歴史的な例をあげるとすれば、例えばナチス体制下でも「だまされるのは、いつだって一般庶民」というのが国民の声であり、上流階層の人々が優遇され、公平に動員（この場合女性の勤労動員だが）がなされないことに対する不満は非常に大きかったという⁽³⁰⁾。そして、これは必ずしも超歴史的解釈といいきることもできないようだ。1793年の二つの法律に対する反応からは、同様のことを読みとることができるからだ。フォレストは、30万人募兵に比べて国民総動員の方が国民の反応が良好だった理由として、プロパガンダの影響を強調する考え方などに疑問を呈したうえで、行政の効率化や戦況の緊迫化とならんで、後者が法自体シンプルでフェアであったという点をあげている。また、当時すでに代人制に対する批判の声が出されていた。すなわち、代人制が革命の理念に反し、共同体内の対立を激化させるだけでなく、個人レヴェルでも、代人を購入するために、わずかな資産や土地、果ては着物まで売らなければならないというようなケースがでてきており、それらは共和国の存立を危うくする、という見方などがあったのである。⁽³¹⁾。

しかし、それにもかかわらず代人制度が導入されたのはなぜなのだろう。また、何故代人制度という方式が発想されるのか？ おそらく、こうしたこと（特に前者）は議会等の議論を見れば一目瞭然なのかもしれません、そうする力量のない僕としては、非常にもどかしいのだが、論理的にはいくつかの可能性（それらは相互に関連しているのだが）をあげることができよう。

- (1) イデオロギー的利害：革命的原則の要素である「平等」・「所有」・「自由」の力関係で代人制度が認められたり禁止されたりする。
- (2) 富裕者・貧困者利害：これは(1)と重複するが、もっと具体的なもの。すなわち代人制度は政権が「持てる階層」の意に沿ったのだとの見方。
- (3) 都市利害・農村（地方）利害：これは(2)を空間的に横倒しにしたもの。あるいは、中央の威令に従う地域とそうでない地域（中心・周縁）で分ける方が一般的か。

(4) 戦況・兵員補充の良・不良：戦況の緊迫化・兵員補充の良・不良で代人制度が廃止されたり公認されたりする。

これらのうち、(3)に関しては代人制度の需要層の比較をしてみなければなんとも言えない。あるいは(2)と(3)を座標軸にして代人制度の需要を検討してみると何か出てくるかもしれないが、とりあえず、まず、(1)とそれを具体化したものとしての(2)について、僅かだが考えてみる。結論を言うと、1793年の二つの措置および1800年の国防法については、それだけで十分かどうかは別として、(1)・(2)で説明することができる。特に1800年以降については、次のような発言を引き合いに出すことができる。「その存在が富の不平等の上に成り立っている人々の間で、富裕者が代人を買うのを許すのは本質的なことである。我々にとって必要なのはただ代人が兵役に適していることを確かにし、払われたお金の一部を装備のために確保することである」⁽³²⁾これは、すでに指摘したように旧制度下の義務兵役制度に対する考え方とよく似ている。また、なんらかの法的措置をとらなければ富裕者は買収で兵役を逃れるという見方をする者もあった⁽³³⁾。この場合は、アナロジーとしては下品だが公娼制度のような必要悪（おそらく実入りの多い必要悪）として考えられていたといえようか。さらに、貧乏人は代人制度があってもなくても徴兵には抵抗するのだから、ここは富裕者の意に沿う方が得策であるという見方があったことも想像できる⁽³⁴⁾。

また、ある県の副知事からは、代人は適材適所の考え方にならっている、代人制度を制限したため脱走が増えた、などの内容の書簡が中央に送られており、少なくとも1800年以降は、代人制度を徴兵をスムーズにする安全弁だとする見方も多々あったわけである⁽³⁵⁾。しかし、これについては、代人率と需要層をもう少し詳しく見なければ、そういう考え方があったとしか言えない。代人制度を正当化する議論としてはほかに、それが富の再分配機能を果たしているという声もあった⁽³⁶⁾。

(4)についてはどうか。これによって、1793年および98年までの経過については、一貫した説明ができるよう。（これもまた、戦況と補充状況を座標軸にして検討するとより明確になろうがとりあえず）この時期、戦況が緊迫し補給状況が悪くなると代人制度は禁止されている（とはいえるこの間の徴兵は補完的なものだったが⁽³⁷⁾）。さらに言うならば、この経過を見る限りでは、戦況緊迫時には臨時措置・緊急手段として、nation in arms体制がとられ、戦況良好時には通常的システムとして限定的（例えば代人制度を認めるように免除規定が多い）徴兵が行なわれる、という図式がなりたつように見え、しかも、後者は旧制度下のそれと外貌が非常に似通っているようにさえ思われる。否、こういう変化の図式自体旧制度下でもあったのではないか。しかし、これによっては(1)・(2)同様、1798年と1800年の相違、というよりもすでに何故1799年に代人が一時的であれ（99年4月～7月）認められたのかを説明することができない。1800年の方が明らかに1798年より戦況が有利であること、もしくは98年の徴兵によって兵員が十分に集まつたなどの証拠がなければ。しかし、現実には98年には期待した半分も徴兵できず99年4月の第2・3年令クラスの召

集命令に至るのである。そしてこの時、代人が認められるが、7月召集時には再び禁止される。それが1800年3月には再導入されたことは既に述べた。

あるいは、こういうことであろうか。98年法はフェア（代人制度がない等）ならば召集が比較的スムーズに進むという93年前後（もちろんこの時期でも金で兵役を逃れようとした人々はいた⁽³⁸⁾）の発想に立っていた。もしくは、その発想が今も通じるかどうかを試す観測気球だった。しかし、結果的にはフェアでも大きな抵抗があった。また、非合法的に金で徴兵を逃れるケースもまま見られた。そこで次の徴兵時には代人を認めてみる。それでも軌跡は生じた。いずれにせよ反発が見られるならば代人制度を公認し管理した方が合理的であると。⁽³⁹⁾

隔靴搔痒の感は免れない。おそらく、背景には兵役や代人に対する一般民衆の意識の若干の変化（例えば代人はアンフェアの範疇に入らないと感じるような）、それに軍隊自身の変化（93年法で召集され、次第にプロ化した兵士の存在が旧制度下の傭兵とパラレルな、核をなし始めた等の事情）とそれに対する政府自身の変化の兼ね合いがあるのであろうが。

ところで代人制度以外に兵役を逃れる方法としてはどのようなものがあったのか。

（5）兵役逃れ・反徴兵

義務兵役制度が、地域差はあっても必ずしも国民に好意的に受け入れられていたわけではないことは、すでに述べた。その理由としては、労働力を奪われることへの反発、クジで人生を決められることへのイラ立ち、戦争の実態を知ったことや、反中央意識と共同体維持志向、またそれと聞わかる「自由」の維持、すなわち、伝統的な特権・既得権を維持しようとする保守的意識、いわば新しい異環境への不安などがあげられようか。逆に、兵役逃れの頻発はたとえ革命が起きてちょっとやそっとじゃくずれない民衆の意識の頑固さを示している。加えて、これらの反発を緩和し制度を実行していく「技術」が不十分だったことも兵役逃がれを頻発させた原因であろう⁽⁴⁰⁾。

兵役を逃れる方法を列挙すれば次のようになろうか。

（1）合法的な方法：a)身体的不適格性，b)結婚，c)代人，

（2）半合法的な方法（結果として合法的）：a)コネ・贈賄，b)自傷行為

（3）非合法的な方法：a)徴兵のための基礎資料の破棄，b)クジ引・徴兵検査への欠席，c)クジ引後の逃走，d)所属部隊へ行く途中での逃走，e)脱走，f)抗議行動，g)大小の反乱
更に、可能性としては、移住や宗教的理由による兵役逃れも考えられる。

もう少しだけ詳しく見てみよう。例えば結婚。徴兵が近づくと結婚が急増したというが、離婚が公認されたので、70、80才の寡婦までもがとりあえずのパートナーとして選ばれたり、プロの花嫁屋さんのようなものもあったらしい。また、日本でも知られている自傷行為に関して言えば、自ら人差指・歯、その他の部分を傷つけるだけでなく、腐食性の軟膏などを売って歩く人々も現われたという⁽⁴¹⁾。抗議行動としては、出征時に喪服を着て永遠のお別れを誓うような皮肉なものから⁽⁴²⁾、既に述べたクジ引時の騒動、果てはふくろ

う党的反乱のようなものまであった。また、官僚制度の不備は小さな弟を徴兵検査に送り込むことまでも許容したし⁽⁴³⁾、不適格者を含めてクジ引をすることで実質的に当りを少なくするようなことも行なわれた⁽⁴⁴⁾。

ところで、非合法的な兵役逃れも個人の力だけで可能だったわけではない。森や山に逃げ込んだ兵役忌避者には共同体からの有形無形の援助があっただろうし、脱走兵は安価な労働力として歓迎されたのである⁽⁴⁵⁾。

それゆえにこそ、非合法的兵役逃れに対しては、山狩り・脱走ルートの閉鎖・監視強化（徴兵した者をロープでつなぐetc.）などの直接的な手段、恩赦や罰金というアメとムチ（ただし、このムチは貧乏人にはきかない）だけでなく共同体に圧力をかけるような方法がとられたのである。すなわち、非合法的兵役逃れをした者の家族を人質にとるだけでなく、その家に駐屯部隊や憲兵隊を寄宿させ、その費用を実質的に地域の高額納税者や共同体に負担させることで兵役逃れをした者の逮捕に協力せざるをえなくするとともに、徴兵をスムーズにしようとしたのである。勿論、その一方でこの制度のプロパガンダに努めるとともに、制度およびその運営を日常化・官僚化することも試みられたのであるが⁽⁴⁶⁾。

兵役逃れの数量的变化についてはどのようなことがいえようか。僕の見ることができた研究書からは統一した像を描き出すことはできない⁽⁴⁷⁾。また、(1)・(2)・(3)を部分および全体で見ることが重要だが（例えば、入隊前の兵役逃れが減っても脱走が増加するということもある）、細かく見ることができなかつた。ここでは(3)のb)・c)・d)について見ると、ウォロチは1811年を転換点としてその数が劇的に減っていることを、いくつかの地方の例をあげて指摘している。即ち、より頻繁で大規模な徴兵に面して、徴兵に対する抵抗が強まると思われた時に減少をみたとして、彼は次のように言う。「それは構造的な転換を見るべきであろう。それも態度における転換ではなく、行動におけるそれ。というのは、徴兵は相変わらず不人気だったから。国家は徴兵に対する抵抗の伝統的なパターンを打破した」そして、この事態は脱走の頻発を相殺するものだったと。その原因を彼は今までの諸努力の累積の結果と見ている。ただし彼はこれ以降の例外として、1813年の30万人徴兵をあげている。そして、その原因を免除規定の狭さと傷病兵の帰還の影響に求めている⁽⁴⁸⁾。

いずれにせよ、(1)・(2)・(3)をトータルに見てみなければ、義務兵役制度の定着度については確定的なことは言えない。

（6）総力戦状況

様々な抵抗はあったにせよ、この時期に国民が未曾有の程度で動員されたという事実は否定することができない。1794年春までには75万人の兵士が出現し、1798年から1807年まで98.5万人が召集されたという⁽⁴⁹⁾。

そしてまた、動員は直接的軍事的な形だけではなかった。国民総動員法下では、老若男女を問わずそれが可能な形での戦争への動員が行なわれたのである。科学者・技術者は効率的な武器の生産のために、芸術家は革命と愛国心を鼓舞するためにかり出され、物

価が統制され、資産が徴収された。「戦争のために組織され、戦争に従属した」社会が出現したのである。この1793年を中心とした時期の状態は同じ程度で継続することはなかつたが、この後のフランス社会に大きな刻印を与え、更にナポレオンは、この軍事化傾向を変形・強化したといわれている⁽⁵⁰⁾。

おわりに

以上の経過を振り返って第2章の終わりで提起した問題を考えてみたい。

まず、義務兵役制度は、国政参加の平等とどのような関係があったか。図式化して検証してみよう。1)国防参加の平等←2)国政参加の平等←3)フランス革命

1)：代人制で見るならば、1793年の国民総動員法と98年の国防法が該当するのみ。しかも、前者は法自身も示すように限定的・臨時的であり、後者もすぐに修正されてしまった。

2)：これも、93年を中心とする時期のみ平等志向が強いが、他はそうは言えない。

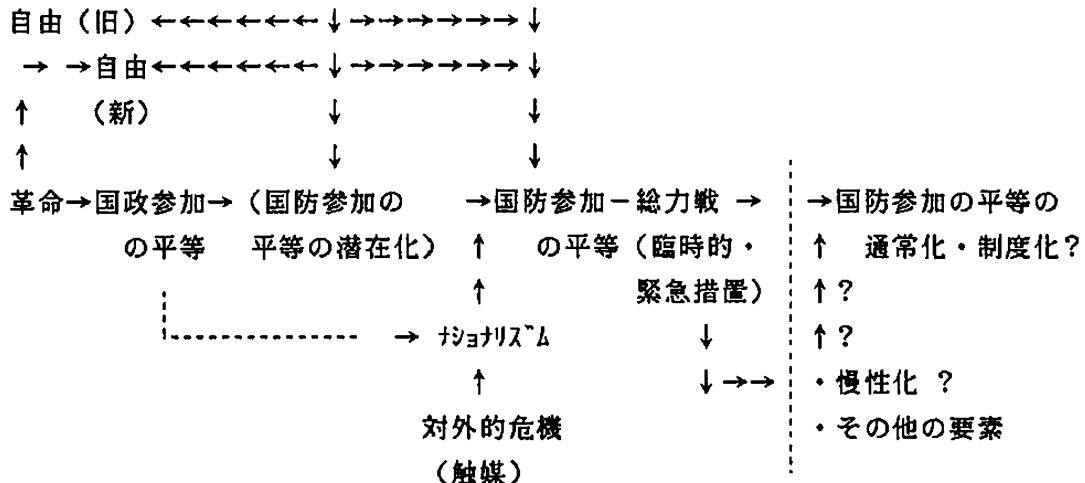
2)→1)：表面上であれこれが該当するのはやはり93年のみ。しかし、93年の場合には対外的危機による緊急措置・臨時措置として導入された性格がより強い（それは、身分制議会における租税導入の経過さえ想起させる）。むしろ、国政参加の平等は、後から国防参加の平等を正当化する機能、それを潜在化させる機能を果たしたように思われる。興味深いのは93年を挟んで、国政参加の不平等→国防参加の不平等のパターンが裏返しの意味で存在していることである。いずれにせよ、「一般兵役義務と普通選挙が手に手を取って歩んでいる」という伝統的捉え方よりは、代人制度などのある不平等な限定的な義務兵役制度が制限選挙とつるんでいる、という方が正確であるようだ⁽¹¹⁾。

3)→2)：これも半分以下の真理である。フランス革命の諸理念のうち、この問題では博愛はさておき自由と平等は明らかな対立を示す。ここでは自由のみを問題にするが、革命の当初一般兵役義務を否定し去ったのは個人の自由と尊厳の理念であり、国防の問題で革命の理念が第一に提起するのは自発性・自由意志ではあるまいか。そして少なくとも形式的にそれに見合うのは91年志願兵である。一方、民衆が兵役に抵抗する原因の一つ、異環境・新しいものの拒否、を支えていたのも、旧き権利の維持、いわば自由であろう。前者は、啓蒙主義的・普遍的、後者は保守的に見えるが、おそらく現実において、この二つを峻別するのは無理であろう。それにしても、何故19世紀を通してこれが変質し、「自由」の名によって兵役義務が正当化されるようになるのだろうか⁽²⁾。

以上から、先に書いた単純な図式はそのままではあてはまらないようだ。むしろ、大量動員をもたらしたのは、対外的危機、そして、理念・感情としては、それによって急速に肥大したナショナリズム（それは18世紀を通じて徐々に醸成されていた）であろう。そして、国政参加の平等は、フィクションの面が強く、また、それが民衆に受け取られた時には明確な政治理念でなくとも、感情的ナショナリズムを顕在化させるのに一定の役割を果

たしたのではあるまいか。もとよりナショナリズムが一枚岩で永続的なものであったわけではない。例えば、ブルジョワは、自ら国防を引き受ける意志は希薄だったが、かといって下層民衆に新たな権限を与えることにも不安で、彼らが武装することにも拒否的だったという。しかし、対外不安が増し対内的配慮を凌駕すると国民総武装も肯定され、内的対立は背後に退く。次に、単純な図式化をしてみる。

図2



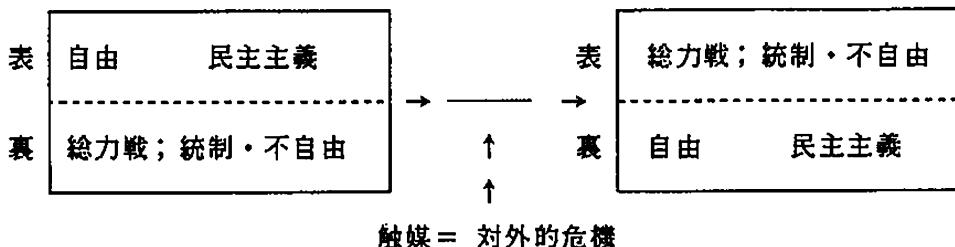
カイヨワが民主主義の到来は潜在的に全体戦争をもたらしたといったのは、こういうことであろうか⁽³⁾。

さて、最後にフランス革命期のこういう状態が特殊なものだったのか、不可逆的な流れの幕を上げるものだったのかという問題を考えてみたい。この時期は、フランスにおいてはそれ以降第2次大戦まで存在しなかった、例外的に国民・国家が軍事化された時代だったと評されることがある⁽⁴⁾。勿論、ファイナーのように、軍事化の程度を限定的に捉え、前時代の残滓を指摘することも可能であろうが⁽⁵⁾。しかし、この時期が長期的な影響を持たない時代だったということはできないだろう。見方を変えると、社会の軍事化は近代国家の宿命と言えないのかどうかということと関わってくる。そこで。

この時期の大きな意味・影響の一つは、おそらく図2（が正確かどうかは別として）のような装置を作り出したことではあるまいか。更に、次のことを付け加える。軍事化が不可逆的・顕在的に進んでいるとすれば、近代社会は自由と（自由で平等な人々が少数意見を尊重しつつ決定に参加する）民主主義の抑圧の歴史を辿るはずである。しかし、現実はそうとも限らなかった。

そこで図2を補う次の図を考えてみる。

図3



勿論、現実は化学変化と異なり、触媒が現われても自動的に反応するとは限らないし、逆に触媒の慢性化で後にはいちいち触媒が発生しなくとも反応し常態化する（軍事独裁国家化）ということもある。しかし、いずれにせよ近代国家は、それが民主国家であろうとも、裏に総力戦体制を抱えている。そして、一朝事あらば、裏面は表面にとってかわるるのである。否、平時の日常においても裏面は時折その不気味な姿の一部をのぞかせることがあるだろう。しかも、この表舞台と裏舞台は時代とともに巨大化していく傾向がある。フランス革命はこれらの二つの装置=廻り舞台を作った。そうはいえないだろうか。

自らの見取図を捜し求めつつ、あるいは、結局カイヨワの註釈になってしまっただけかもしれない。ともかく、僕はこのいささか大ざっぱで頼りない海図を手に、19世紀という荒海に乗り出していくかな、と思っている。海図は、常にかきかえられることによって、よりましなものになっていくのだという思いを抱きつつ。

註

はじめに

(1) 言い訳で始まる小論にろくなものはないのだが、最初に本稿の限界を断わっておく。第一に今後の研究全体について。近代における云々とはいっても、中心となるのはドイツであり、対照的な例としてイギリスもとりあげたい。また、その他の国々も僕の力で扱える限りで概観 — 全体もスケッチの域を出ないのだが — するにとどまる。第二に本稿ではフランス革命を扱うが、僕の語学力の関係で、利用した研究文献は、英語・ドイツ語・邦語のみであり、また、僕の今まで研究していた分野はドイツ現代史であり、この時代については全くの素人で、専門家から見ると初步的な — 決定的な、でないことを願うばかりだ — ミスが多々あることと思われる。「とはいえ」ということはできないが、ともかくここでは、現在できる限りのところで、おおまかな見取図を作ることを目指したい。おそらくそれは、これから徐々に自らこわしていくものであっても。なお、義務兵役制度という言葉は、民兵制度のように、平時は市民生活を行えるものから、一定期間、市民から隔てられ、兵士として教育されるものまで、広範な内容を含むものとして用いる。本稿の下

敷になったのは、僕が禄を食んでいる大学の1989年度の授業ノートであり、このような雑駁なものの掲載を許可してくださったクリオ編集部の御好意に深く感謝したい。

(2)例えば、成瀬治監修『カラー世界史百科』平凡社、1978年、305頁〔以下、頁略〕

1.

- (1)井上幸治編『フランス史』山川出版社、1968年、153。
- (2)マイケル・ハワード『ヨーロッパ史と戦争』奥村房夫・奥村大作共訳、学陽書房、1981年、54。
- (3)佐藤徳太郎『軍隊・兵役制度』原書房、1975年、27-31。；家田義隆『マキアヴェリ』中公新書、1988年、125-142。
- (4)例えば、荒っぽい図式化をしてみると次のようになろうか。(Cf. V. G. Kiernan, Conscription and Society in Europe before the War of 1914-1918 in: M. R. D. Foot, War and Society, London, 1973, 143ff.)

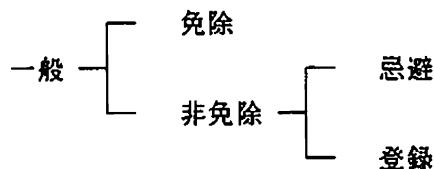
支配階層	被支配階層
(中心)	(周縁)
「反抗」される不安	取り込まれる不安
支配の手段	抵抗の手段

- (5)佐々木真「フランス絶対王政期における国王民兵制」(『史学雑誌』98-6、1989年)63-85。；阪口修平『プロイセン絶対王政の研究』中央大学出版部、1988年、特にその第三部：軍隊と社会。
- (6)佐々木、69-74。
- (7)M. S. Anderson, War and Society in Europe of the old Regime, 1618-1789, Bath, 1988, pp.121ff.
- (8)阪口、217。
- (9)John Gooch, Armies in Europe, London, 1980, 11.
- (10)阪口、224、238。；Gordon A. Craig, The Politics of the Prussian Army 1640-1945, London, 1964, 9.；Lexikon der deutschen Geschichte, Stuttgart, 1983, 628；Guido Gruenewald, Zur Geschichte der Kriegsdienstverweigerung, Essen, 1982, 12.
- (11)Craig, 9, 23；Martin A. Kitchen, Military History of Germany, London, 1975, 10.
- (12)Craig, 22f.
- (13)Craig, 8；Kitchen, 7-8.
- (14)阪口、207。
- (15)阪口、206；Craig, 10.
- (16)阪口、228f.；Kitchen, 18, 21.

(17)Kitchen, 11-13.

(18)*Ibid.*, 18-19, 21.

(19)軍隊の構成とは直接関係ないが、この図の先を続けるならば次のようになろうか。



(20)Geoffrey Best, *War and Society in Revolutionary Europe, 1770-1870*, Bath, 19-82, 30f.

(21)Best, 31.

(22)Anderson, 128.

(23)Best, 30; Anderson, 120.

(24)阪口、205。; Best, 30.

(25)ロジェ・カイヨワ『戦争論』秋枝茂夫訳、法政大学出版局、1974年、85。

(26)Craig, 22.

(27)カイヨワ、85。

(28)時代は下るが、プロイセン改革期にブルジョワが入隊に拒否的だった理由の一つはこれだった。(Reiner Wohlfeil, *Vom Stehenden Heer des Absolutismus zur Allgemeinen Wehrpflicht(1789-1814)*, in: *Handbuch zur deutschen Militärgeschichte 1648-1939*, Abschn.2, Frankfurt a.M., 1964, 120.)

(29)Best, 33.

(30)Gooch, 11.

(31)Anderson, 165.

(32)Best, 33; Anderson, 128f.; Gooch, 11f.; カイヨワ、79。

(33)Craig, 22. 兵・将校のコスモポリタニズムの根強さの一方で18世紀を通して次第にナショナリズムが成長していたことも指摘されている。また、プロイセンでは貴族の帰属意識をたかめるために貴族とその子弟が外国勤務や外国の大学に入学することなどを制限・禁止したり、逆に自国の軍隊への入隊を強制することが行なわれた。(Kitchen, 14f.)

(34)カイヨワ、76-83。また、ファイナーは忠誠性・実効性などの観点から軍隊を分類している。(Samuel E. Finer, *State-and Nation-Building in Europe: The Role of the Military* in: Charles Tilly (ed.), *The Formation of National States in Western Europe*, Princeton, 1975, 95.)

2.

(1)Best, 49ff.; Anderson, 170ff.

- (2)Anderson, 199-201.
- (3)カイヨワ、89-116.; Best, 56-59.; Anderson, 201.
- (4)カイヨワ、117-134。
- (5)カール・フォン・クラウゼヴィッツ『戦争論』（下）篠田英雄訳、岩波文庫、1968年、288、291、328。
- (6)佐藤、30。
- (7)猪口邦子『戦争と平和』、東京大学出版会、1989年、30。
- (8)カイヨワ、119、133-135。

3.

- (1)Best, 71-74; Wohlfeil, 38.
- (2)木之内秀彦「「政治的軍隊」と「非政治的職業軍隊」」（一）、（二）、（『法学論叢』122-1、1987年、123-2、1989年）参照。
- (3)Wohlfeil, 39f.; Isser Woloch, Napoleonic Conscription: State Power and Civil Society, in: Past and Present, 1986(111), 102.
- (4)Wohlfeil, 40; Best, 77f.; Gooch, 27f.
- (5)木之内、66。
- (6)Wohlfeil, 39, 50.
- (7)Ibid., 41; Best, 77f.
- (8)Gooch, 33.
- (9)Alan Forrest, Soldiers of the French Revolution, Durham and London, 1990, 62-67. フォレストはこの原稿をほぼまとめ終わった時点で手にいれたのでその第3章以外は参照できなかった。；Wohlfeil, 41; Gooch, 28; Best, 78f.
- (10)Gooch, 28.
- (11)河野健二編『資料フランス革命』岩波書店、1989年、332f.
- (12)Ibid., 390f.; Best, 86.
- (13)Wohlfeil, 43.
- (14)河野、391。
- (15)Wohlfeil, 46; Woloch, 103; Forrest, 69, 76.
- (16)Forrest, 68-74.
- (17)Ibid., 77; Best, 87-89.
- (18)Best, 87-89.
- (19)Gooch, 30.
- (20)Best, 89-90; Forrest, 82.
- (21)河野、564-569；J. ゴデショ『フランス革命年代記』瓜生洋一他訳、日本評論社、

- 1989年、199；Wohlfeil, 46f.; Best, 90.
- (22)Forrest, 83.
- (23)Best, 116; Wohlfeil, 47; Woloch, 105-112.
- (24)Best, 116.
- (25)Forrest, 81.
- (26)Woloch, 113-117.
- (27)Ibid., 112.
- (28)Ibid., 113, 116ff.
- (29)Wohlfeil, 47.
- (30)H. フォック他編『ヒトラー政権下の日常生活』山本尤他訳、社会思想社、1984、228ff.
- (31)Forrest, 77ff.
- (32)Woloch, 113.
- (33)Ibid., 112.
- (34)Ibid., 111.
- (35)Ibid., 114.
- (36)Gooch, 36.
- (37)Forrest, 82.
- (38)Ibid., 72.
- (39)しかしフォレストは99年の時点でもアンフェアに対する不満が根強かったことを指摘する。(Ibid., 85ff.)
- (40)Ibid., 72-73, 88; Woloch, 104f.
- (41)Forrest, 86f.
- (42)Best, 116.
- (43)Forrest, 86.
- (44)Woloch, 106.
- (45)Forrest, 72, 87.
- (46)Woloch, 108-109, 119-123; Best, 90f.
- (47)Best, 116-117; Wohlfeil, 48f.; Gooch, 35f.
- (48)Woloch, 122-127.
- (49)Best, 89;志垣嘉夫編『ナポレオンの戦争』講談社、1984年、67。：Woloch, 110.
- (50)Best, 92-97, 111f.

おわりに

- (1)Nuria Sales De Bohigas, Some Opinions on Exemption from Military Service

in Nineteenth-Century in: Comparative Studies in Society and History X-3, (1968), 262; Kiernan, 142.

(2)拙稿「ヴァイマル期における平和主義」（『歴史学研究』550号、1986年）22-26。ヴァイマル期のラディカルな平和主義者の義務兵役制度に対する批判と、今回扱ってきた時代の義務兵役制度に対して反対する考え方とは、たとえ外見の上であってもよく似ており、相通じあうところがあるようと思われるが、あまりにも超歴史的な捉え方であろうか。いずれにせよ、そうしたことも含めて今後の研究の中で考えていきたいと思っている。

(3)カイヨワ、119。

(4)Best, 83, 97.

(5)Finer, 146f.

[北海道東海大学・教育開発研究センター講師]